

ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法・29年3月号



★知らない人からのメール。送り主は出会い系サイトのサクラかも!?

・・・筑紫野市消費生活センター

(相談事例)

スマホに「アドレス変更しました。」とメールが届いた。差出人が誰かわからなかったので「あなたは誰ですか？」と返信すると、すぐにまたメールが届き、知らない人であることがわかった。その人は「このようなご縁はめったにないことだから今後もメールをやり取りしませんか。」と提案。それから毎日、たくさんメールが届くようになり、その人は自分が障がい者で家族関係や仕事で悩みを抱えていることを打ち明けてきた。親身に励ます私に「初めて心を開くことができる人に出会えた。」と感謝した。数日後「このメルアドを利用できなくなったので、チャットサイトで連絡をとりたい。」と有料チャットサイトへの招待メールを送ってきた。不審に感じ、ほったらかしていると、泣きつかれたメールが何通も届き始めた。どうしたらよيدらうか。

(処理結果)

同様の手口によるサクラサイト被害が多いことを情報提供し、今後、関わらないよう助言。

(アドバイス)

“サクラサイト”とは、サイト業者に雇われた“サクラ”が異性、芸能人、弁護士、占い師等のキャラクターになりすまして、消費者のさまざまな気持ちを利用してサイトに誘導し、メール交換等の有料サービスを利用させ、支払いを続けさせるサイトを言います。最近、本事例のように「優しさ」を巧みに操る手口が増えています。おかしいと思った場合は、履歴が消える前にサイトでのやり取りや支払い記録等を保存しておきましょう。スクリーンショットやデジカメを利用するのも有効な方法です。記録を持参して、お近くの消費生活センターに相談してください。

★「ワンクリック詐欺」「架空請求メール」に便乗した相談サイトに注意しましょう!

・・・久留米市消費生活センター

(相談事例)

スマートフォンに「アダルトサイトの有料動画閲覧料が未納であるので連絡するように」とメールが届いた。心当たりのないが連絡したところ、名前、住所を聞かれ「解約したいのなら利用料と合わせ25万円を支払うように。解約しないのなら、これからも料金が発生する。支払いの無い場合は法的措置をとる。」と言われたので怖くなり支払ってしまった。

翌日この請求はおかしいと思いインターネット検索で相談サイトを見つけ相談したところ、「25万円は不当な金額であり、登録されたあなたの個人情報が悪用される恐れがある。当社に調査を任せてくれれば動画運営サイトから全額返金させ個人情報も削除させる。」と言われ8万円を請求された。この業者は信用できるでしょうか?

(処理結果)

報酬を得て「交渉」を行うことは基本的に弁護士しか許されていません。この相談サイトの会社の広告は弁護士法第72条に違反している詐欺的勧誘と思われる。また最初の動画運営サイトのメールは、間違いなく「架空請求メール」と思われ、「交渉」先を探すのさえ不可能だと思われる。

(アドバイス)

突然の「ワンクリック詐欺」、「架空請求メール」にあわてて電話をして個人情報を教えたり、お金を支払ってしまう被害が根強くあります。

また最近では、「詐欺被害を解決します」と謳ったサイトの業者と契約し、費用を支払ったが、調査中がずっと続いたり、住所はもぬけの殻だったとの報告で終わった、と言うトラブルや苦情が増えています。このようなサイトの広告や説明をうのみにせず、まずはお近くの消費生活センターへ相談してください。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日も電話相談可)	福岡市	092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)
北九州市	093-861-0999 (土曜日も相談可)	久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)
飯塚市	0948-22-0857	宗像市	0940-33-5454 (第2・第4土曜日も電話相談可)
大牟田市	0944-41-2623	行橋市広域	0930-23-0999
糸島市	092-332-2098	筑紫野市	092-923-1741

* 「消費者ホットライン」「188 (いやや!)」(あなたの地域の消費生活センターをご案内します。)